

# 日本統計学会論文誌投稿規程

一般社団法人 日本統計学会

## (論文誌の機能と目的)

第1条 日本統計学会論文誌（以下、論文誌という。）は、統計学に関連する領域における理論ならびに方法論の発展および普及のために、独創的な研究成果を公表することを目的として刊行される。

## (論文誌の種類)

第2条 和文論文誌を刊行する。

## (論文の基本的要件)

第3条 投稿論文は統計学の理論および応用に関する独創的な内容をもつものに限る。なお投稿原稿は、他の刊行物に未発表のものに限る。

## (使用する言語)

第4条 和文論文誌に投稿の論文は日本語で書くものとする。

## (論文の原稿執筆)

第5条 原稿執筆にあたっては、日本統計学会誌論文原稿執筆要項に従う。

## (投稿原稿の採否および論文誌への掲載)

第6条 投稿された論文については、編集担当理事が、依頼した審査員の審査結果に基づいて、掲載の可否を決める。

## (論文の著作権)

第7条 掲載された論文の著作権は、日本統計学会に帰属する。

## 付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改訂版は平成30年3月4日より施行する。